

江北町告示第 10 号

江北町外部の労働者等からの公益通報に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）の規定に基づき、外部の労働者等からの公益通報を適切に処理するために必要な事項を定め、もって通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第 2 条第 1 項各号に掲げられている者をいう。
- (2) 外部公益通報 法第 3 条第 2 号及び第 6 条第 2 号の公益通報であって、本町に対してなされるものをいう。
- (3) 通報者 外部公益通報を行うとの意思に基づく通報を行った労働者等をいう。
- (4) 所管課 通報対象事実に係る事務を所掌する部署をいう。

(通報窓口)

第 3 条 外部公益通報は、所管課が明らかな場合には、所管課において当該通報を受け付けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、所管課が明らかでない場合には、総務政策課において受け付けるものとする。
- 3 所管課以外の課等において外部公益通報を受けた場合は、遅滞なくその内容を総務政策課又は所管課に引き継がなければならない。
- 4 所管課は、外部公益通報を受け付け、又は前項の規定により引き継いだときは、その内容を総務政策課に通知するものとする。

(外部公益通報の受付)

第 4 条 外部公益通報は、原則として実名で、公益通報書（様式第 1 号）の提出、郵送、ファクシミリ及び電子メールにより行うものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合は、匿名により受け付けることができる。

- 2 所管課は、前項ただし書により受け付けた匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努める。
- 3 所管課は、外部公益通報を受け付けたときは、当該外部公益通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実等を確認するものとする。ただし、通報者の同意が得られない場合、匿名による通報のため通報者への確認が困難である場合その他確認に支障がある場合は、この限りではない。

4 所管課は、外部公益通報の受付に際して、当該外部公益通報に関する秘密は保持されること、個人情報保護されること、当該外部公益通報を受け付けた後の処理等を、通報者に説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報のため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない場合は、この限りではない。

5 所管課は、受け付けた外部公益通報を総務政策課へ報告するものとする。
(外部公益通報の処理)

第5条 所管課は、受け付けた外部公益通報について、受理するか否かを遅滞なく決定し、公益通報受理・不受理決定通知書(様式第2号)により通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合、匿名による通報のため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない場合は、この限りではない。

2 所管課は、前項の規定により通報者に通知したときは、その内容を総務政策課にも通知するものとする。

3 所管課は、外部公益通報があった場合又は外部公益通報を受理した後において、通報対象事実に係る処分又は勧告等を行う権限が町以外の行政機関に属することが明らかなきとき又は明らかになったときは、当該行政機関を通報者に教示するものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、外部公益通報として受理しないものとする。

- (1) 通報対象事実について、町が処分又は勧告等をする権限を有しないとき。
- (2) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると認められる相当な理由がないとき。
- (3) 通報内容が具体性を伴わず、明らかでないとき。
- (4) 通報内容が虚偽であることが明らかなきとき。
- (5) 通報内容が単なる伝聞に基づくものであるなど、その内容について確認することが困難であると認められるものであるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか通報が法に基づく公益通報に該当しないことが明らかなきものであるとき。

(調査)

第6条 所管課は、必要があると認めるときは、通報された事実について速やかに調査を開始するものとする。この場合において、調査は外部公益通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。

(調査結果に基づく措置)

第7条 所管課は、前条の規定による調査の結果、通報対象事実が存在し、必要があると認めるときは、速やかに法令に基づく処分その他必要な是正等の措置(以下「措置」という。)を講じるものとする。

(調査結果等の通知)

第8条 所管課は、前条の規定により措置を講じたとき又は措置を講じる必要がないと判断したときは、その内容及び調査結果を適正な業務の遂行並びに利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がない範囲において、遅滞なく公益通報調査・措置結果通知書（様式第3号）により通報者へ通知する。ただし、通報者が特定できない場合、通知を希望しない場合その他やむを得ない場合は、この限りではない。

2 所管課は、前項の規定により通報者に通知したときは、その内容を総務政策課にも通知するものとする。

（利益相反関係の排除）

第9条 所管課に属する職員は、自らが関係する通報対象事実に係る外部公益通報の処理に関与してはならない。

2 受付の各段階においては、受付に関与する者が当該外部公益通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

（秘密の保持等）

第10条 第6条第1項の規定により調査に従事した職員その他外部公益通報（外部公益通報として受理しなかった通報を含む。）に関与した者は、当該通報に関して職務上知り得た秘密その他一切の事項を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。なお、当該職を退いた後も同様とする。

（通報者の保護）

第11条 所管課は、通報者が、外部公益通報をしたことを理由として事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、当該通報者の保護に係る必要な支援を行うよう努める。

（運用状況の公開）

第12条 町長は、外部公益通報の受付をした場合は、外部公益通報の件数等について、年度ごとに公表するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

公益通報書

記入日 年 月 日

通報者	会社名等		フリガナ 氏名	
	住所			
	電話	自宅・職場・携帯・他（ ）	番号	- -
	電子メール	自宅・職場・携帯・他（ ）	アドレス	@
	その他			
通報内容	対象法令等	①法令等名称 ②違反条項		
	通報対象事実の該当者	①名称： ②氏名：		
	通報対象事実の概要	①対象事実：（生じている・生じるおそれがある） ②発生時期： ③発生場所： ④事実概要：		
	証拠等	①事実を知った経緯： ②事実を他に知っている人 ③証拠書類等（有：無） ・媒体【書面・録音テープ・その他（ ）】 ・入手方法 ・内容		
通知について （該当に○印）	<ul style="list-style-type: none"> ・外部公益通報等の受理・不受理（希望する 希望しない） ・通報調査の実施の有無等（希望する 希望しない） ・調査結果・是正措置等（希望する 希望しない） 			
その他				
担当者記入欄	受付日	年 月 日	受付者	

※ 秘密は厳守します。（不明な部分の記入は不要ですが、できる限り記入をお願いします。）

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

江北町長

公益通報受理・不受理決定通知書

年 月 日付けで通報のありました件については、下記のとおり決定しましたので、江北町外部の労働者等からの公益通報に関する要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

受理・不受理の別	1 受理 2 不受理
不受理の理由	<input type="checkbox"/> 通報対象事実について町が処分又は勧告等をする権限を有しない。 <input type="checkbox"/> 通報対象事実の内容、日時及び場所並びに通報対象事実が現に行われ、又はまさにされようとしていることを示す証拠等が具体的に示されていない。 <input type="checkbox"/> 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由が具体的に示されていない。 <input type="checkbox"/> 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由が具体的に示されていない。 <input type="checkbox"/> 通報が不正の目的によるものであると考えられる。 <input type="checkbox"/> その他
特記事項	本通知に係る秘密は保持されます。

様式第3号 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

江北町長

公益通報調査・措置結果通知書

年 月 日付で通報のありました件について、次のとおり通知します。

受付年月日		受付番号	
調査期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
調査結果	事実の有無	<input type="checkbox"/> 通報対象事実あり <input type="checkbox"/> 通報対象事実なし	
是正措置			
その他参考事項			
本件措置に関する問合せ先			